

令和 7 年度

事業計画書

社会福祉法人 豊能町社会福祉協議会

基本方針

令和 7 年度は、第 4 次豊能町地域福祉計画・第 4 次豊能町地域福祉活動計画の終期を迎えることから、新たに令和 8 年度を始期とする第 5 次豊能町地域福祉計画・第 5 次豊能町地域福祉活動計画を豊能町と協働して策定します。

地域社会の多様化や高齢化が進む中で、すべての人が安心して暮らせる地域づくりが求められています。様々な地域住民のニーズを捉えながら持続可能な福祉活動の推進に努めていきます。高齢化や担い手不足の課題が深刻化していますが、年齢に関わらず活躍できる方法を検討し、「自助」「互助・共助」「公助」を住民、地域、事業者、行政と協働・共有することで誰もが支え合い、役割を持ちながら暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

登録ボランティアグループについては、ボランティア活動の活性化を促進するため、高齢化・担い手不足の課題に対応し、ボランティア養成講座を開催し、地域に根ざした自主的な活動を支援していきます。

認知症高齢者等が行方不明になった際の社会福祉協議会一斉メールシステムについては、継続して模擬訓練や研修を実施して習熟に努め、システム全体の信頼性の向上を図るとともに、認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業の補完強化を図ります。

豊能町と協働で実施している豊能町見守りサポート事業は 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等が緊急ボタンを押すことで駆けつけるシステムですが、運営に関しては基金を創設し、運用益を活用することで継続的な実施を図ります。

地域の支援を必要とする人に対し、安否の確認や見守り、生活課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎなどを行う CSW（コミュニティソーシャルワーカー）、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう生活支援や介護予防サービスの提供体制構築へのコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーター配置業務も継続して取り組みます。

町立老人福祉センター（永寿荘、豊寿荘）の施設管理業務を引き続き受託し、高齢者が気軽に集える場所になるように努めます。

介護保険や障がい者関連事業については、引き続き質の高い介護サービスの提供に努めます。また、公的制度だけでは対応しきれない高齢者や障がい者の生活課題を、地域全体で支え合いながら解決していきます。

現在行っている各種事業や関係機関との連携を強化し、福祉サービスを提供する社会福祉法人としての意識を高めるため、人権や個人情報保護・プライバシーに関する研修へ積極的に参加し、

介護職員には定期的な研修を実施して、専門性やサービスの質を高めていきます。利用者には選ばれる事業者となるために、福祉サービスを柔軟に提供し、安心して相談・利用できる環境を整えます。そのための広報活動も積極的に行い、事業の安定した運営を目指します。

以上の基本方針に基づき次のとおり事業内容を定め、地域福祉の向上に努め、「福祉の町づくり」を進めていきます。

重点事業

1. 地域福祉事業

地区福祉委員会と協働で、ひとり暮らし高齢者等への見守り訪問（見守り事業）、地域とのつながりを実施する交流事業やサロン、つながりプランター（つながり事業）、子育て支援事業等を行い、本年度も引き続き実施します。

地区福祉委員会ごとの地区別懇談会を実施した中で、高齢化により担い手が不足しているという声が多くあり、今後地域が行っている活動の維持ができなくなることが心配されます。そうならないよう、生きがいくくりとなり得る持続可能な活動の展開や安定した活動ができるよう次代を担う人材の発掘に努めます。

<地区福祉委員会>

これまで実施してきた事業に取り組むと同時に、ひとり暮らし高齢者等への訪問や情報の提供、子育て家庭への訪問活動等を実施します。地域の高齢者等とのつながりや地区福祉委員会が抱える課題については、今後も福祉委員との意見交換の機会を設けます。地域の様々な実情に即した事業を継続できるようにし、今後もきめ細やかな地域福祉活動が展開できるよう各地区福祉委員会との情報交換を図り地域福祉活動の充実を進めます。

<三者連絡会>

行政・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会で組織している三者連絡会は、関係機関の情報共有の場として重要と考えられることから継続実施します。

<認知症高齢者等SOSネットワーク事業・社会福祉協議会一斉メールシステム>

認知症高齢者等を地域で支える体制については、「認知症高齢者等SOSネットワーク事業」を中心に、地域包括支援センターと連携し事業を企画します。

緊急時の連絡体制をより強化するための「社会福祉協議会一斉メールシステム」については、地区福祉委員、民生委員児童委員等が緊急時に迅速な対応ができるよう、定期的に送信テストを行い、確実なシステムとして活用します。

2. 関係機関・団体との連携による事業

<コミュニティソーシャルワーカー>

支援を必要とする人に、安否の確認や見守り、生活課題の発見、相談援助、必要なサービスや

専門機関へのつなぎなどを行います。また孤立・孤独を防ぐことを目的とし、定期的な訪問を行います。「福祉なんでも相談会」を継続して実施し、相談しやすい環境づくりに努めます。地域福祉の推進には関係機関との連携が必要不可欠であることから、民生委員児童委員協議会をはじめとする福祉関係団体、福祉施設、事業所、専門機関、行政などと連携し、ネットワーク体制の強化に取り組めます。

<生活支援コーディネーター>

地域の社会資源の可視化や高齢者の実情を踏まえてニーズに合ったサービスを発掘するとともに地域の様々な機関や団体と連携・協力し、生活支援サービスの充実、担い手の養成等に取り組めます。また地域の誰もが気軽に集まれるつどいの場づくりについても推進します。

<生活困窮者等支援>

コロナ特例借受人に対し、生活に困窮されている世帯に対しフォローアップ支援を継続して行います。定期的な相談会の実施の他、フードドライブを活用した食の支援を行います。フードパントリーも積極的に広報し、必要な方に必要な情報や支援が届くようにします。また、自立支援機関や行政と連携し相談者の自立を支えます。

3. 在宅福祉サービス事業の実施

豊能町見守りサポート事業（ALSOK のシステムを使用）は豊能町と協働で 6 年度より開始しました。ひとり暮らし高齢者等が安心して暮らせるように、継続して実施します。

見守りや声かけを目的として、ひとり暮らし高齢者等に定期的に個別訪問し当事者間での情報共有を図ります。

車イスや福祉車両は必要とされる方が増えています。広報等で多くの方に周知し、利用者が使いやすく、より安全な状態で貸出しします。

4. 当事者組織の育成・支援

介護者（家族）の会、ひとり暮らし高齢者の会については、メンバーが固定しないよう広報紙を通じ加入促進のPRに努めます。当事者間で「互助・共助」ができるように支援します。当事者組織の必要性や重要性を地域住民に理解されるよう啓発活動を行います。

5. 広報・啓発活動の充実

広報紙「こんにちは！とよの社協です。」を隔月で発行し、社会福祉協議会の諸事業や地域福祉活動を紹介します。福祉啓発と情報の提供に努め、広報委員とともに地域住民が主体となった親しみの持てる紙面づくりに励みます。

ホームページは、事業やお知らせ等を随時更新し、最新の情報を届けます。また、SNS での発信も積極的に行います。多くの世代の方に様々な事業の案内等を簡単に見ることができるよう、情報提供に取り組めます。

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア連絡会と吉川中学校区地域教育協議会の四者共催で行っている「ふれあいのつどい」は、福祉やボランティアへの関心を深め、地域

住民のふれあいの場となることを目指し実施します。

6. 財政基盤の強化

財政基盤の安定を図るため、介護保険及び障がい者関連事業については、安定した事業運営を行えるよう職員体制を整備し、選ばれる事業者となるよう努めます。地域福祉活動の財源となる社協会員会費は社会福祉協議会の役割、地域福祉の必要性や推進体制、事業内容などその用途について、住民の皆様に理解されるよう地区福祉委員会の協力のもと、積極的な啓発活動と会員の拡大に努めます。

事業内容

1. 地域福祉活動の推進

- 1) 小地域ネットワーク活動の推進
- 2) 地区福祉委員会代表者会の運営
- 3) 地区福祉委員会活動への支援
- 4) 見守り支援事業
ひとり暮らし高齢者等への訪問、声かけ
- 5) つながり事業
ふれあいサロン、つながりプランター、訪問、声かけ
- 6) 子育て支援事業
子育てサロン、個別訪問
- 7) 障がい者支援事業
ふれ愛交流会
- 8) 社会福祉協議会一斉メールシステムの定期的なテスト送信
- 9) 三者連絡会

2. 在宅福祉サービス事業

- 1) 福祉関連相談及び訪問
- 2) 要支援高齢者対策
ひとり暮らし高齢者への訪問及び情報提供
ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への電話訪問事業
- 3) 車イス貸出事業
- 4) 福祉車両貸出事業
(車イス同乗タイプ、助手席回転スライドシートタイプ)
- 5) 豊能町見守りサポート事業 (豊能町と協働、ALSOK のシステムを使用)

3. ボランティアセンター運営事業

- 1) ボランティア養成講座の開催 (手話講習会他)

- 2) ボランティア活動の需給調整
- 3) ボランティア研修事業
- 4) ボランティア啓発事業
- 5) ボランティア連絡会運営支援
- 6) ボランティアグループの育成及び活動支援
- 7) 調査活動（ボランティアグループ活動状況調査）
- 8) ボランティア保険の受付
- 9) 災害ボランティアの事前登録及び研修

4. 関係機関・団体との連携による事業

- 1) コミュニティソーシャルワーカー
- 2) 生活支援コーディネーター
 - 町との連携による関係機関の協議体の運営
 - 生活支援、介護予防サービスの担い手の養成、発掘
 - 社会資源の見える化や生活支援団体の基盤強化
- 3) 生活困窮者支援
 - フードドライブ、フードパントリーの実施
- 4) 福祉なんでも相談会の実施

5. 介護保険事業

- 1) 居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント
- 2) 訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業

6. 障がい福祉サービス事業

- 1) 居宅介護
- 2) 同行援護
- 3) 地域生活支援（移動支援）

7. 社協会員会費

住民会員会費、一般賛助会員会費（町外）、特別賛助会員会費（団体）

8. 組織運営強化

委員会運営（広報委員会 隔月に開催）

9. 日常生活自立支援事業

10. 苦情解決事業

11. 当事者組織運営支援

- 1) 介護者（家族）の会運営支援
- 2) ひとり暮らし高齢者の会（あかね）運営支援
- 1 2. 福祉教育の推進
小中学校での福祉体験学習の実施・認知症サポーター養成講座の実施
- 1 3. 地域啓発事業
 - 1) 広報紙「こんにちは！とよの社協です。」の定期発行（年6回）
 - 2) ホームページ・SNSによる啓発活動
 - 3) 各事業別しおりの発行
 - 4) ふれあいのつどい
- 1 4. 社会福祉施設連絡会
- 1 5. 献血推進事業
- 1 6. 募金活動
 - 1) 共同募金
 - 2) 歳末たすけあい募金
- 1 7. 歳末たすけあい事業
 - 1) 生活支援サービス事業（掃除サービス等）
 - 2) 生活困窮者支援
 - 3) 要支援高齢者及び心身障がい者等の支援事業
 - 4) 貸出用車イス等保守点検
- 1 8. 生活福祉資金貸付及びコロナ特例貸付の借受人へのフォローアップ支援事業
 - 1) 相談
 - 2) コロナ特例貸付の借受人へのフォローアップ支援事業は、定期的に生活状況を確認し、相談及び食の支援の実施
- 1 9. 老人福祉センター（永寿荘・豊寿荘）施設管理事業
- 2 0. 各福祉関係団体への協力及びその他、必要と認める事業